

2023年10月23日

三井住友信託銀行
年金信託部

INDEX

【確定給付企業年金・厚生年金基金】 「国民年金基金令等の一部を改正する政令」に関する 政省令・通知・事務連絡の公布・発出について(その3) (基金型DBにおける公告の方法の見直し)

I. 規約変更に関して厚生労働省に確認した内容



POINT

2023年10月19日付年金ニュースに、
「IV. 規約変更例の補足」を追加しました
I～Ⅲの内容は不変です。

- ✓ [2023年10月11日付年金ニュース](#)でご案内のとおり、10月6日に厚生労働省より示された規約例に沿って規約変更する場合、代議員会に関する事項についてもインターネットによる公告を行う前提となるため、代議員会に関する事項について従来どおりの扱いとする場合の規約例について厚生労働省に確認しておりましたが、その確認結果をご案内するものです。
- ✓ 今般確認した規約例のとおり規約変更する場合でも、令和5年10月16日以降、「遅滞なく」行うこととされております(行政宛てには届出不要)。

II. 規約例

[＜基金型＞規約変更例](#) ⇒10月23日:補足のみ更新しました

- パターン①:10月6日に厚生労働省より示された規約例
- パターン②:今般、厚生労働省に確認した規約例

【インターネット(基金のウェブサイト)への公告掲載に係る基金のご意向】

規約例	法令に定める事項	代議員会に関する事項
パターン①	掲載する	掲載する
パターン②	掲載する	掲載しない

「法令に定める事項」や「代議員会に関する事項」は次ページをご参照ください。

Ⅲ. 補足

■前ページの規約例(パターン①、パターン②)のいずれとする場合も、規約変更に係る行政宛手続きは同じです。

【再掲】[2023年10月11日付年金ニュース](#)

- 施行日:令和5年10月16日※
※規約変更については、令和5年10月16日以降、「遅滞なく」行うこと
- 届出不要(DB法施行規則第7条第1項第13号に該当)
- 以下のいずれかに該当する場合は対応不要
 - ・企業年金基金の加入者の数が1,000人未満である場合
 - ・企業年金基金が自ら管理するウェブサイトを持していない場合

■規約例のパターン①とパターン②の違いは、下表の通りです。

今回の法改正内容

公告の種類	根拠等	公告の内容	事務所の 掲示板への 掲示	官報への 掲載	基金のウェブ サイトへの 掲載	規約例 パターン①	規約例 パターン②
法令に 定める 公告事項	DB法施行令第8条、 第9条	基金設立に関する事項、基金の名称や事務所の所在地の変更	要	要	要	要	要
	DB法施行令第53 条の2	基金合併又は基金分割に関する事項	要	要	要	要	要
	DB法施行令第58 条、第59条及び 第63条第2項	基金の解散、清算人の就退任及び清算決了に関する事項	要	要	要	要	要
代議員 会に関する 事項	厚生労働省規約例 第11条、第12条	互選代議員の選挙等に関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要
	厚生労働省規約例 第14条	選定代議員の選挙等に関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要
	厚生労働省規約例 第17条	代議員会の招集手続きに関する事項	要	不要	任意 (推奨)	要	不要

IV. 規約変更例の補足

パターン①では代議員会等の公告(※)を含む
全ての公告が基金のウェブサイトへ掲載の対象
※具体的には次ページをご参照ください

規約例 パターン①	規約例 パターン②
(公告の方法) 第5条 この基金において公告しなければならない事項は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行うほか、この基金の事務所(従たる事務所を含む。)の掲示板に文書をもって掲示する。 2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所(従たる事務所を含む。)の掲示板に文書をもって掲示する。 2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行う。ただし、令第10条ただし書に該当する場合は、当該電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公告は行わないものとすることができる。

パターン②では、政令に基づく公告のみ基金のウェブサイトへの掲載の対象(⇒代議員会等の公告は対象外)

(次の場合はウェブサイトへの掲載の対象外)

- ・加入者の数が1,000人未満の場合
- ・ウェブサイトを持っていない場合

上記2つに該当する可能性が低い基金様は、ただし書き部分を規定しない扱いも可。

<改正後の政令第10条>

(公告の方法)

第十条 前二条の規定による公告は、官報に掲示し、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この条において同じ。)により行うほか、各事務所の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、基金の事業の規模が著しく小さい場合その他の厚生労働省令で定める場合は、これらの公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。

<改正後の規則第14条の3>

(自動公衆送信による公告の方法)

第十四条の三 令第10条ただし書の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 基金の加入者の数が千人未満である場合
- 二 基金が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

IV. 規約変更例の補足(前ページからの続き)

■多くの基金様の規約において、代議員会等に関する公告の事項は、概ね、以下の内容で規定されています。

<厚生労働省規約例より抜粋>

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記(又は連記)無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2～3 (略)

4 前項の規定による公告の方法は、**第5条第1項**の規定を準用する。

(当選人)

第12条 選挙の結果、[各選挙区において]最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、[各選挙区内の]互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の○分の1以上の得票がなければならない。

2～3 (略)

4 前項の規定による公告の方法は、**第5条第1項**の規定を準用する。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

2～5 (略)

6 前項の規定による公告の方法は、**第5条第1項**の規定を準用する。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所[(テレビ会議システムを活用する場合にはその方法を含む。)]を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、**第5条第1項**の規定を準用する。

<本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3063



[年金ニュース
バックナンバー](#)
(↑クリックで表示)

[ペンションジャーナル
マーケットコラム等](#)
(↑クリックで表示)

[三井住友信託銀行
公式HP](#)
(↑クリックで表示)